

平成六年厚生省令第六十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶
者の自立の支援に関する法律施行規則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第
三十号）第二条第一項第一号及び第二号並びに第
四項、第六条第一項、第七条並びに第十三条第一
項の規定に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国
の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
施行規則を次のように定める。

（法第二条第一項第一号に規定する厚生労働省
令で定める者）

第一条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び
に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三
十号。以下「法」という。）第二条第一項第一
号に規定する厚生労働省令で定める者は、次の
とおりとする。

一 中国の地域における昭和二十年八月九日以
後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げるこ
となく同年九月二日以前から引き続き中国の
地域に居住している者であつて出生の届出を
することができなかつたために同日において
日本国民として本邦に本籍を有していなかつ
たもの（その出生の日において日本国民とし
て本邦に本籍を有していた者を両親とするも
のに限る。）

二 中国の地域における昭和二十年八月九日以
後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げるこ
となく同年九月二日以前から引き続き中国の
地域に居住している者であつて同日において
日本国民として本邦に本籍を有していたもの
を母親とし、かつ、同日において日本国民と
して本邦に本籍を有していた者（同日以前か
ら引き続き中国の地域に居住しているものを
除く。）を父親として同日以後中国の地
域で出生し、引き続き中国の地域に居住して
いる者

三 中国の地域における昭和二十年八月九日以
後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げるこ
となく同年九月二日以前から引き続き中国の
地域に居住している者であつて同日において
日本国民として本邦に本籍を有していたもの
及びこれらの者を両親として同日以後中国
の地域で出生し、引き続き中国の地域に居
住している者に準ずる事情にあるものとして
厚生労働大臣が認める者

（法第二条第二号に規定する厚生労働省
令で定める者）

第二条 法第二条第一項第二号に規定する厚生勞
働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 樺太の地域における昭和二十年八月九日以
後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げるこ
となく同年九月二日以前から引き続き樺太の
地域に居住している者であつて同日において
日本国民として本邦又は樺太に本籍を有して
いたもの

二 前号に掲げる者を両親として昭和二十年九
月三日以後樺太の地域で出生し、引き続き樺
太の地域に居住している者

三 中国の地域以外の地域において前二号に掲
げる者と同様の事情にあるものとして厚生勞
働大臣が認める者

（一時帰国の目的）

第三条 法第二条第五項に規定する厚生労働省令
で定める目的は、次のとおりとする。

一 親族の訪問
二 墓参り
三 当該中国残留邦人等を養育した者であつて
本邦に居住しているものの訪問
四 前三号に掲げる目的に準ずるものとして厚
生労働大臣が認める目的
（永住帰国旅費の支給）

第四条 法第六条第一項に規定する永住帰国のた
めの旅行に要する費用（以下「永住帰国旅費」と
いう。）の支給は、中国残留邦人等が昭和二
十年九月二日以後初めて永住帰国する場合に行
うものとする。

（永住帰国旅費の内容）

第五条 永住帰国旅費とは、中国残留邦人等の居
住地又は厚生労働大臣が指定する地から本邦に
おける居住予定地までの船賃、航空賃、鉄道賃
及び車賃並びに旅行中必要と認められる宿泊
料、食費その他の費用で、当該永住帰国のため
の旅行及び当該中国残留邦人等の親族等（第十
条に規定するものをいう。第七条、第十二条及
び第十三条において同じ。）の本邦への旅行に
要するものをいう。

2 前項の旅費は、法の目的に照らし最も経済的
な通常の経路及び方法により旅行した場合の費
用により計算する。

第六条 永住帰国旅費の支給は、金銭によること
ができないとき、これによるのが適当でない

とき、その他法の目的を達成するために必要が
あるときは、乗車船券の交付その他の適切な方
法により行うことができる。

（永住帰国旅費の支給の申請）

第七条 永住帰国旅費の支給を受けようとする者
（以下この条及び次条において「申請者」とい
う。）は、様式第一号による永住帰国旅費支給
申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなけれ
ばならない。

2 前項の申請は、申請者の親族（本邦に居住し
ているものに限り。）を代理人としてすること
ができる。

3 第一項の申請書には、次に掲げる書類又は書
面を添えなければならない。

一 申請者の居住地を明らかにすることができ
る書類
二 申請者の生年月日を明らかにすることができ
る書類
三 申請者に親族等がいる場合には、当該事実
を明らかにすることができる書類
四 申請者に親族等がいる場合には、その者の
生年月日を明らかにすることができる書類
五 申請者（中国の地域に居住しているものに
限り。）に次に掲げる者がいる場合には、そ
の者が申請者の永住帰国に同意する旨の書面
イ 申請者の配偶者（第十条第一号に規定す
るものを除く。）
ロ 申請者又はその配偶者（第十条第一号に
規定するものに限り。）の扶養を受けてい
る者（申請者と本邦で生活を共にするため
に本邦に入国するものを除く。）

4 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる書類又は
書面のほか、永住帰国旅費の支給の決定に必要
な書類又は書面の提出を求めることができる。

（決定及び通知）

第八条 厚生労働大臣は、前条第一項の申請があ
つたときは、永住帰国旅費の支給の要否及び額
を決定し、申請者に対して書面をもって、これ
を通知しなければならない。

（決定の取消し）

第九条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合におい
ては、前条の決定の全部又は一部を取り消すこ
とができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による取消しを
したときは、当該中国残留邦人等に対して書面
をもって、その旨を通知しなければならない。
（親族等）

第十条 法第六条第一項に規定する永住帰国する
中国残留邦人等と本邦で生活を共にするために
本邦に入国する当該中国残留邦人等の親族等
であつて厚生労働省令で定めるものは、中国残留
邦人等の親族等（当該中国残留邦人等と本邦で
生活を共にするために本邦に入国するものであ
つて当該中国残留邦人等と同行するものに限
る。）のうち、次に掲げるものとする。

一 配偶者
二 十八歳未満の妻子
三 日常生活又は社会生活に相当程度の障害が
ある妻子（配偶者のないものに限る。）であ
つて当該中国残留邦人等又はその配偶者の扶
養を受けているもの
四 実子であつて当該中国残留邦人等（五十五
歳以上であるもの又は日常生活若しくは社会
生活に相当程度の障害があるものに限る。）
の永住帰国後の早期の自立の促進及び生活の
安定のために必要な扶養を行うため本邦で生
活を共にすることが最も適当である者として
当該中国残留邦人等から申出のあつたもの
五 前号に規定する者の配偶者（前号に規定す
る者）に同行して本邦に入国するものに限る。
六 前各号に規定する者に準ずるものとして厚
生労働大臣が認める者
（自立支度金の支給）

第十一条 法第七条に規定する中国残留邦人等及
びその親族等の生活基盤の確立に資するために
必要な資金（以下「自立支度金」という。）の
支給は、中国残留邦人等が昭和二十年九月二日
以後初めて永住帰国した場合に行うものとする。

（自立支度金の額）

第十二条 自立支度金の額は、次に掲げる額の合
計額とする。

一 中国残留邦人等及びその親族等一人につき
十七万四千円（当該中国残留邦人等及びその
親族等のうち、当該中国残留邦人等が本邦に
上陸した日において十八歳未満であるものに
あつては、一人につき八万七千円）

二 中国残留邦人等及びその親族等のうち、当
該中国残留邦人等が本邦に上陸した日におい
て十八歳以上であるものの数に同日において

十八歳未満であるもの一人につき〇・五を加えて得た値が、次のイ又はロのいずれかに該当するときは、当該イ又はロに掲げる額

イ 二以下 十七万三千百円

ロ 二・五以上三・五以下 八万六千五百五十円

第十三条 自立支度金の支給を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、本邦に上陸した日から一年以内に、様式第二号による自立支度金支給申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならぬ。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類又は書面を添えなければならない。
 - 一 申請者の生年月日を明らかにすることができる書類
 - 二 申請者の住民票の写し（日本の国籍を有しない者にあつては、住民票の写し（在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条の第二項に規定する在留資格をいう。）を記載したものに限り、））
 - 三 申請者が本邦に上陸した日を明らかにすることができる書類
 - 四 申請者（中国の地域に居住していたものに限る。）に次に掲げる者がいる場合には、その者が申請者の永住帰国に同意する旨の書面
 - イ 申請者の配偶者（第十条第一号に規定するものを除く。）
 - ロ 申請者又はその配偶者（第十条第一号に規定するものに限る。）の扶養を受けていた者（申請者と本邦で生活を共にするために本邦に入国したものを除く。）

- 五 申請者に親族等がある場合には、当該事実を明らかにすることができる書類
- 六 申請者に親族等がある場合には、その者の生年月日を明らかにすることができる書類
- 七 申請者に親族等がある場合には、その者が本邦に上陸した日を明らかにすることができる書類

- 3 申請者につき第七条第一項の規定による永住帰国旅費の支給の申請があつたときは、その申請の時に、当該申請者につき第一項の申請があつたものとみなす。ただし、当該申請者が別段の意思表示をしたときは、この限りでない。
- 4 第七条第四項及び第八条の規定は、自立支度金について準用する。この場合において、第

- 七条第四項中「前項各号」とあるのは「第二項各号」と、第八条中「前条第一項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。
- （法第十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める者）
- 第十三条の二** 法第十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、昭和二十二年一月一日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等（永住帰国した日から引き続き一年以上本邦に住所を有するものに限る。以下この条において同じ。）であつて、その生まれた日以後中国の地域又は樺太の地域その他の中国の地域以外の地域においてその者の置かれていた事情にかんがみ、明治四十四年四月二日から昭和二十一年十二月三十一日までの間に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして厚生労働大臣が認めるものとする。
- （法第十三条第三項の一時金の支給の申請）
- 第十三条の三** 法第十三条第三項の一時金の支給を受けようとする者（以下この条及び第十八条の八において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。
 - 一 氏名、性別、生年月日及び住所
 - 二 初めて永住帰国した日
 - 三 かつて国民年金の被保険者（国民年金法（昭和二十四年法律第四十一号）第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。第十八条の八を除き、以下同じ。）であつたことがある者にあつては、国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号（以下「基礎年金番号」という。）
 - 四 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号。以下「令」という。）第十八条に規定する老齢基礎年金等（以下「老齢基礎年金等」という。）の受給権者である者にあつては、基礎年金番号及び当該年金の年金証書の年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。）

昭和三十六年四月一日から初めて永住帰国した日の前日（その日が昭和五十六年十二月三十一日後の日であるときは、同月三十一日）までの期間のうち、日本国籍を有していた期間に係るものを明らかにすることができる書類

四 永住帰国した日から引き続き一年以上本邦に住所を有することを明らかにすることができる書類

五 日本国内に住所がない者にあつては、生年月日を明らかにすることができる書類及び居住地を明らかにすることができる書類

六 申請者が昭和二十二年一月一日以後に生まれた者であるときは、申請者が前条に規定する中国残留邦人等に該当することを明らかにすることができる書類

七 基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

八 老齢基礎年金等の受給権者である者にあつては、当該年金の年金証書

九 法第十三条第三項の一時金の支払を受ける金融機関の名称及び口座番号を記載した書類

前項の場合において、厚生労働大臣は、同項各号に掲げる書類の全部又は一部の添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができる。

4 第七条第四項及び第八条の規定は、法第十三条第三項の一時金について準用する。この場合においては、第七条第四項中「前項各号に掲げる書類又は書面」とあるのは「第二項各号に掲げる書類」と、第八条中「前条第一項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

第十四条 令第八条第一項の規定により同項に規定する旧保険料免除期間又は新保険料免除期間とみなされた期間を有する者は、次に掲げる事項を記載した申出書を、速やかに、日本年金機構（以下「機構」という。）に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 かつて国民年金の被保険者であつたことがある者であつて、最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した後に氏名を変更したものにあつては、変更前の氏名

三 国民年金の被保険者及びかつて国民年金の被保険者であつたことがある者にあつては、

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は基礎年金番号

四 日本国内に住所がない者であつて厚生労働大臣が定めるものにあつては、日本国内における最後の住所

五 老齢基礎年金等の受給権者である者にあつては、個人番号又は基礎年金番号及び当該年金の年金証書の年金コード

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- 二 申出者が永住帰国した中国残留邦人等であることを明らかにすることができる書類
- 三 生年月日を明らかにすることができる書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により当該申出者に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報）をいう。以下同じ。）の提供を受けることができないうときに限り、）
- 四 初めて永住帰国した日を明らかにすることができる書類
- 五 昭和三十六年四月一日から初めて永住帰国した日の前日（その日が昭和五十六年十二月三十一日後の日であるときは、同月三十一日）までの期間のうち、日本国籍を有していた期間に係るものを明らかにすることができる書類
- 六 令第一条第二項に規定する基準永住帰国日を明らかにすることができる書類

3 第一項の申出書は、申出者の住所地の市町村長（都の特別区にあつては、区長とする。）を経由して提出しなければならない。ただし、機構が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（特例追納の申出等）

第十五条 令第九条第一項の規定による保険料の納付（以下「特例追納」という。）の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行われなければならない。この場合において、当該申出書に基礎年金番号を記

した日（昭和五十六年四月一日）から初めて永住帰国した日の前日（その日が昭和五十六年十二月三十一日後の日であるときは、同月三十一日）までの期間のうち、日本国籍を有していた期間に係るものを明らかにすることができる書類

四 永住帰国した日から引き続き一年以上本邦に住所を有することを明らかにすることができる書類

五 日本国内に住所がない者にあつては、生年月日を明らかにすることができる書類及び居住地を明らかにすることができる書類

六 申請者が昭和二十二年一月一日以後に生まれた者であるときは、申請者が前条に規定する中国残留邦人等に該当することを明らかにすることができる書類

七 基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

八 老齢基礎年金等の受給権者である者にあつては、当該年金の年金証書

九 法第十三条第三項の一時金の支払を受ける金融機関の名称及び口座番号を記載した書類

前項の場合において、厚生労働大臣は、同項各号に掲げる書類の全部又は一部の添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができる。

4 第七条第四項及び第八条の規定は、法第十三条第三項の一時金について準用する。この場合においては、第七条第四項中「前項各号に掲げる書類又は書面」とあるのは「第二項各号に掲げる書類」と、第八条中「前条第一項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

第十四条 令第八条第一項の規定により同項に規定する旧保険料免除期間又は新保険料免除期間とみなされた期間を有する者は、次に掲げる事項を記載した申出書を、速やかに、日本年金機構（以下「機構」という。）に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 かつて国民年金の被保険者であつたことがある者であつて、最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した後に氏名を変更したものにあつては、変更前の氏名

三 国民年金の被保険者及びかつて国民年金の被保険者であつたことがある者にあつては、

載するときは、当該申出書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 前条の申出を行った後に氏名を変更した者（国民年金の被保険者である者を除く。）にあつては、変更前の氏名

三 特例追納を行おうとする月数

四 個人番号又は基礎年金番号

2 特例追納は、歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第四百二十一号）別紙第四号の十五書式によつて行ふものとする。

（繰上げ年金の額の特例に係る改定の請求）

第十五条の二 令第十八条第一項の規定による同項に規定する繰上げ年金（以下「繰上げ年金」という。）の額の特例に係る改定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣を経由して機構に提出することによつて行わなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 個人番号又は基礎年金番号

三 繰上げ年金の年金証書の年金コード

2 前項の請求書は、第十三条の三第一項の規定による法第十三条第三項の一時金の支給の申請と同時に、厚生労働大臣に対し理由のため提出しなければならない。

（老齢基礎年金等の額の改定の請求）

第十六条 令第十九条第二項の規定による老齢基礎年金等の額の改定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 個人番号又は基礎年金番号

三 老齢基礎年金等の年金証書の年金コード

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 特例追納を行ったことを明らかにすることができる書類

（裁定の請求の特例）

第十七条 請求者が次の表の上欄に掲げる規定による老齢年金の受給権を取得した際に同表の下欄に掲げる年金の受給権者であった場合には、老齢福祉年金支給規則（昭和三十四年厚生省令

第十七号）第二条又は国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令（昭和六十一年厚生省令第十七号。以下「昭和六十一年改正省令」という。）附則第八条の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた昭和六十一年改正省令第一条の規定による改正前の国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第十六条の規定により機構に提出する同表の上欄に掲げる規定による老齢年金の裁定請求書に、同表の下欄に掲げる年金の国民年金証書を添えなければならない。

令第十 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）による通算老齢年金

旧国民年金法第七十九条の二第一項の規定による老齢年金

旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給する老齢年金

令第十四条の規定による老齢年金

令第十 旧国民年金法第七十九条の二第一項の規定による通算老齢年金

旧国民年金法第七十九条の二第一項の規定による老齢年金

旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給する老齢年金

（機構への事務の委託）

第十七条の二 令第十九条の三第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める事務は、住民基本台帳法第三十条の九の規定による機構保存本人確認情報の提供を受けることに係る事務とする。

（申請書等の記載事項）

第十八条 第十三条の三から第十六条までの規定によつて提出する申請書、申出書又は請求書には、申請、申出又は請求の年月日を記載しなければならない。

（法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額等）

第十八条の二 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額は、次のとおりとする。

一 当該特定中国残留邦人等（法第十三条第二項の特定中国残留邦人等をいう。以下同じ。）

（当該世帯に当該特定中国残留邦人等以外の特定中国残留邦人等があるときは、その者を含む。以下この項において同じ。）に係る次に掲げる額

イ 当該特定中国残留邦人等に支給される老齢基礎年金等、国民年金法による老齢基礎年金以外の同法による年金たる給付、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）による年金たる保険給付その他これらに類する給付の額のうち支払を受けるものの月額に相当する額（その額が当該特定中国残留邦人等の保険料納付済期間（国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間をいう。）の月数が四百八十である場合に支給される同法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額の月額に相当する額を上回るときは、当該額）

ロ 当該特定中国残留邦人等に支給される法第十三条第三項の一時金の額のうち支払を受けるもの

ハ 当該特定中国残留邦人等の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ニ ハに掲げる額以外の当該特定中国残留邦人等の勤労又は事業に基づいて得られる収入の月額に相当する額（以下「勤労収入等の額」という。）（その額が一万五千元を上回るときは、一万五千元）

ホ 当該特定中国残留邦人等の収入の月額に相当する額のうち、当該世帯に属する者を養育した者であつて中国の地域又は樺太の地域その他の中国の地域以外の地域（本邦以外の地域に限る。以下「中国等の地域」という。）に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該世帯に属する者（当該特定中国残留邦人等、次号に規定する当該特定配偶者及び第三号に規定する当該特定配偶者であつた者（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六号。第十八条の七の二第一項において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされた法第十四条第一項の支援給付を受けている配偶者を含む。以下この項において「当該特定中国残留邦人

等及び特定配偶者等」という。）以外の当該世帯に属する者に係る第四号イに掲げる額が同号ロに掲げる額を上回る場合にあつては、当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等に限る。）の渡航費に充てられるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ヘ 当該特定中国残留邦人等の勤労収入等の額及びホに掲げる額以外の当該特定中国残留邦人等の収入の月額に相当する額のうち、生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）による保護（以下「保護」という。）の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ト イからヘまでに掲げる額以外の当該特定中国残留邦人等の収入（平成二十五年年度の一般会計補正予算（第一号）における臨時福祉給付金給付事業費補助金若しくは子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金、平成二十七年年度の予算における臨時福祉給付金給付事業費補助金、平成二十七年年度の一般会計補正予算（第一号）における年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金、平成二十八年度の予算における臨時福祉給付金給付事業費補助金若しくは年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金又は平成二十八年度の一般会計補正予算（第二号）における臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金によるもの及び平成三十年度の一般会計補正予算（第二号）又は令和元年度の予算におけるプレミアム付商品券事業助成費を財源として市町村若しくは特別区又はプレミアム付商品券事業を行う団体が販売するプレミアム付商品券によるもの（以下「給付金等」という。）を除く。）の月額の十分の三に相当する額

チ ハに掲げる額以外の当該特定中国残留邦人等の勤労収入等の額が一万五千元を上回るときは、当該特定中国残留邦人等の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

二 当該世帯に当該特定中国残留邦人等の特定配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下同じ。）

等及び特定配偶者等」という。）以外の当該世帯に属する者に係る第四号イに掲げる額が同号ロに掲げる額を上回る場合にあつては、当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等に限る。）の渡航費に充てられるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ヘ 当該特定中国残留邦人等の勤労収入等の額及びホに掲げる額以外の当該特定中国残留邦人等の収入の月額に相当する額のうち、生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）による保護（以下「保護」という。）の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ト イからヘまでに掲げる額以外の当該特定中国残留邦人等の収入（平成二十五年年度の一般会計補正予算（第一号）における臨時福祉給付金給付事業費補助金若しくは子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金、平成二十七年年度の予算における臨時福祉給付金給付事業費補助金、平成二十七年年度の一般会計補正予算（第一号）における年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金、平成二十八年度の予算における臨時福祉給付金給付事業費補助金又は平成二十八年度の一般会計補正予算（第二号）における臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金によるもの及び平成三十年度の一般会計補正予算（第二号）又は令和元年度の予算におけるプレミアム付商品券事業助成費を財源として市町村若しくは特別区又はプレミアム付商品券事業を行う団体が販売するプレミアム付商品券によるもの（以下「給付金等」という。）を除く。）の月額の十分の三に相当する額

チ ハに掲げる額以外の当該特定中国残留邦人等の勤労収入等の額が一万五千元を上回るときは、当該特定中国残留邦人等の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

二 当該世帯に当該特定中国残留邦人等の特定配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下同じ。）

があるときは、当該特定配偶者に係る次に掲げる額
イ 当該特定配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ロ イに掲げる額以外の当該特定配偶者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

ハ 当該特定配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該世帯に属する者を養育した者の訪問、中国等の地域に居住しているものための当該世帯に属する者（当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等以外の当該世帯に属する者に係る第四号イに掲げる額が同号ロに掲げる額を上回る場合）にあっては、当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等に限定する。の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ニ 当該特定配偶者の勤労収入等の額以外の当該特定配偶者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ホ イからニまでに掲げる額以外の当該特定配偶者の収入（給付金等による収入を除く。）の月額の十分の三に相当する額
ヘ イに掲げる額以外の当該特定配偶者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該特定配偶者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

三 当該世帯に特定中国残留邦人等の特定配偶者であった者（以下「特定配偶者であった者」という。）があるとき（当該世帯に属する前にあつては継続してその特定配偶者であつた者が法第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる特定配偶者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百一十七号。以下「平成十九年改正法」という。）附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受けることとなる特定配偶者であり、当該世帯に属する間にあつては継続して当該特定中国残留邦人等が法第十四条第一項の支援給付を受け、かつ、その特定配偶者であつた

者が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていない場合その他これに類する場合に限る。）は、当該特定配偶者であつた者に係る次に掲げる額

イ 当該特定配偶者であつた者の配偶者であつた特定中国残留邦人等に係る第一号イ又はロに掲げるものとされてきたものであつて、当該特定配偶者であつた者が支払を受けるもの

ロ 当該特定配偶者であつた者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ ロに掲げる額以外の当該特定配偶者であつた者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

ニ 当該特定配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、当該世帯に属する者を養育した者であつて中国等の地域に居住しているもの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該世帯に属する者（当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等以外の当該世帯に属する者に係る第四号イに掲げる額が同号ロに掲げる額を上回る場合）にあっては、当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等に限定する。の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該特定配偶者であつた者の勤労収入等の額以外の当該特定配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ヘ 法第十五条第一項の規定により支給される配偶者支援金（以下「配偶者支援金」という。）
ト イからヘまでに掲げる額以外の当該特定配偶者であつた者の収入（給付金等による収入を除く。）の月額の十分の三に相当する額

チ ロに掲げる額以外の当該特定配偶者であつた者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該特定配偶者であつた者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

四 当該世帯に当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者以外の者があつたときは、その者の収入の月額に相当する額（イに掲げる額の十分の七に相当する額がロに掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額）
イ その者の前年分（一月から五月までの間にあつては、前々年分）の所得税に係る合計所得金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の規定による合計所得金額をいう。以下同じ。）から、当該所得税の額及び当該所得税に係る社会保険料控除額（同法の規定による社会保険料控除の額をいう。以下同じ。）並びにその者の前年度分（四月及び五月にあっては、前々年度分）の道府県民税及び市町村民税（都民税及び特別区民税を含む。以下同じ。）の額を控除して得た額を十二で除して得た額に相当する額

最低限度の生活の維持に必要な費用の月額であつて当該世帯に属する者に係るものと当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等に係るものとの差額に相当する額

ニ 法第十四条第一項に規定する世帯の収入の額は、当該世帯の収入の月額に相当する額から前項各号に掲げる額を控除して算出するものとする。

（法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める者）
第十八条の三 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 当該世帯の当該特定中国残留邦人等の特定配偶者以外の前条第一項第二号に規定する当該特定配偶者

二 当該世帯の前条第一項第三号に規定する当該特定配偶者であつた者
（法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める額等）

第十八条の四 法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める額は、次のとおりとする。

一 当該特定配偶者（当該世帯に当該特定配偶者以外の特定配偶者であつた者があつたとき（当該世帯に属する前にあつては継続してその特定配偶者であつた者が法第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる特定配偶者であり、当該世帯に属する間にあつては継続して当該特定配偶者又はその特定配偶者であつた者が同条第三項の

規定により同条第一項の支援給付を受け、かつ、その特定配偶者であつた者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合に限る。）は、当該特定配偶者であつた者を含む。以下この項において同じ。）に係る次に掲げる額
イ 当該特定配偶者の配偶者であつた特定中国残留邦人等に係る第十八条の二第一項第一号イ又はロに掲げるものとされてきたものであつて、当該特定配偶者が支払を受けるもの
ロ 当該特定配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ ロに掲げる額以外の当該特定配偶者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

ニ 当該特定配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該特定配偶者又は次号に規定する特定配偶者であつた者（以下この項において「当該特定配偶者等」という。）を養育した者であつて中国等の地域に居住しているもの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該特定配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該特定配偶者の勤労収入等の額以外の当該特定配偶者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ヘ 配偶者支援金
ト イからヘまでに掲げる額以外の当該特定配偶者の収入（給付金等による収入を除く。）の月額の十分の三に相当する額

チ ロに掲げる額以外の当該特定配偶者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該特定配偶者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

二 当該世帯に特定配偶者であつた者があつたとき（当該世帯に属する前にあつては継続してその特定配偶者であつた者が平成十九年改正法附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受けることとなる特定配偶者であり、当該世帯に属する間にあつては継続して当該特定配偶者又はその特定配偶者であつた者が同条第三項の支援給付を受け、かつ、その特定配偶者であつた者が婚姻をしていない場合その他

規定により同条第一項の支援給付を受け、かつ、その特定配偶者であつた者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合に限る。）は、当該特定配偶者であつた者を含む。以下この項において同じ。）に係る次に掲げる額
イ 当該特定配偶者の配偶者であつた特定中国残留邦人等に係る第十八条の二第一項第一号イ又はロに掲げるものとされてきたものであつて、当該特定配偶者が支払を受けるもの
ロ 当該特定配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

これに類する場合に限る。）は、当該特定配偶者であつた者に係る次に掲げる額

イ 当該特定配偶者であつた者の配偶者であつた特定中国残留邦人等に係る第十八条の二第一項第一号イ又はロに掲げるものとされてきたものであつて、当該特定配偶者であつた者が支払を受けるもの

ロ 当該特定配偶者であつた者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ ロに掲げる額以外の当該特定配偶者であつた者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

ニ 当該特定配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、当該特定配偶者等を養育した者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該特定配偶者等の渡航費に充てられるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該特定配偶者であつた者の勤労収入等の額以外の当該特定配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

へ 配偶者支援金

ト イからへまでに掲げる額以外の当該特定配偶者であつた者の収入（給付金等による収入を除く。）の月額の十分の三に相当する額

チ ロに掲げる額以外の当該特定配偶者であつた者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該特定配偶者であつた者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

三 当該世帯に当該特定配偶者等以外の者があるときは、その者の収入の月額に相当する額（イに掲げる額の十分の七に相当する額がロに掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額）

イ その者の前年分（一月から五月までの間にあつては、前々年分）の所得税に係る合計所得金額から、当該所得税の額及び当該所得税に係る社会保険料控除額並びにその者の前年度分（四月及び五月にあつては、前々年度分）の道府県民税及び市町村民税

の額を控除して得た額を十二で除して得た額に相当する額
ロ 最低限度の生活の維持に必要な費用の月額であつて当該世帯に属する者に係るものと当該特定配偶者等に係るものととの差額に相当する額

2 法第十四条第三項に規定する世帯の収入の額は、当該世帯の収入の月額に相当する額から前項各号に掲げる額を控除して算出するものとする（法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める者）

第十八条の五 法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。
一 当該世帯の当該特定配偶者以外の前条第一項第一号に規定する当該特定配偶者
二 当該世帯の前条第一項第二号に規定する当該特定配偶者であつた者
（法第十四条第三項の規定による支援給付の程度）

第十八条の六 法第十四条第三項の規定による同条第一項の支援給付は、同条第三項に規定する世帯の収入の額が当該特定配偶者及び前条各号に掲げる者について生活保護法第八条第一項の基準により算出した額に比して不足する範囲内において行うものとする。

第十八条の七 法第十四条第一項の支援給付（平成十九年改正法附則第四項第一項の支援給付を含む。以下「支援給付」という。）が行われる場合における次の各号の規定する命令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第八十一条から第八十三条まで、第七十七条及び第八十条（これらの規定を同令第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、支援給付を保護と、医療支援給付を生活保護法第十五条の医療扶助（以下「医療扶助」という。）とみなす。

二 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第九十条から第九十二条まで、第九十七条及び第九十八条の規定の適用については、支援給付を保護と、医療支援給付を医療扶助とみなす。

三 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第七條の四、第七條の六、第七條の七、第十八條の四、第十八條の四十五、第十八條の四十六、第十八條の四十七第二項、第二十五條の三、第二十五條の二十四の二、第二十五條の二十四の四、第二十五條の二十四の五及び第二十五條の二十五第二項の規定の適用については、支援給付を保護と、支援給付を必要とする状態にある者を生活保護法第六條第二項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）とみなす。

四 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の規定の適用については、次に定めるところによる。
イ 介護保険法施行規則第八十三條の五（同令第七十二條の二において準用する場合を含む。）、第九十七條の三、第九十條及び第九十三條の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を生活保護法第六條第一項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）と、生活支援給付を同法の規定による生活扶助とみなす。

ロ 介護保険法施行規則第七十條第二項の規定の適用については、同項第五号中「第三十八條第一項第一号」とあるのは、「第三十八條第一項第一号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四條第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第十七号）附則第四條第二項において準用する場合を含む。）」においてその例による場合を含む。）とする。

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第二十七條、第三十九條（同令第五十二條（同令附則第十條第二項において準用する場合を含む。）及び附則第二條第一項において準用する場合を含む。）、第五十三條、第五十五條、第五十六條、第六十四條の四第二項及び第六十五條の四の規定の適用については、支援給付を保護と、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者とみなす。

六 介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令（平成十八年

厚生労働省令第二十四号）附則の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。

七 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号）第六十四條及び第六十五條の規定の適用については、支援給付を保護とみなす。

八 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号）第六條第一項、第七條、第九條及び第十條の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を保護とみなす。

九 厚生労働大臣が発する厚生労働省令以外の命令の規定の適用に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

第十八条の七の二 法第十五條第一項の規定による配偶者支援金の支給を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、様式第三号による配偶者支援金申請書を法第十四條第三項又は平成二十五年改正法附則第二條第三項の規定による法第十四條第一項の支援給付の支給を当該申請者に対して行う都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長に提出して申請しなければならない。

2 前項の申請書には、申請者が特定配偶者であることを明らかにすることができる書類を添えなければならない。ただし、前項の申請を受けた都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、当該書類により証明すべき事実を戸籍等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。（法第十三條第三項の一時金の申請者等に関する情報の提供）

第十八條の八 法第十七條の規定による情報の提供は、申請者及び永住帰国した中国残留邦人等（明治四十四年四月二日以後に生まれた者に限る。）であつて第十三條の三第一項の規定による法第十三條第三項の一時金の支給の申請を行つていないものの次に掲げる事項（申請者にあつては、第四号に規定する氏名及び名称を除く。）に関する情報であつて機構が保有するものの全部又は一部を提供することによつて行うものとする。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二 前項の申請書には、申請者が特定配偶者であることを明らかにすることができる書類を添えなければならない。ただし、前項の申請を受けた都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、当該書類により証明すべき事実を戸籍等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。（法第十三條第三項の一時金の申請者等に関する情報の提供）

第十八條の八 法第十七條の規定による情報の提供は、申請者及び永住帰国した中国残留邦人等（明治四十四年四月二日以後に生まれた者に限る。）であつて第十三條の三第一項の規定による法第十三條第三項の一時金の支給の申請を行つていないものの次に掲げる事項（申請者にあつては、第四号に規定する氏名及び名称を除く。）に関する情報であつて機構が保有するものの全部又は一部を提供することによつて行うものとする。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二 前項の申請書には、申請者が特定配偶者であることを明らかにすることができる書類を添えなければならない。ただし、前項の申請を受けた都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、当該書類により証明すべき事実を戸籍等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。（法第十三條第三項の一時金の申請者等に関する情報の提供）

二 基礎年金番号

三 国民年金の被保険者の資格に関する事項及び保険料の納付に関する事項

四 厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者並びに法律によって組織された共済組合の組合員及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者の資格に関する事項並びに事業所又は事務所の名称及び船舶所有者の氏名又は名称

（一時帰国旅費の支給）

第十九条 法第十八条第一項に規定する一時帰国のための旅行に要する費用（以下「一時帰国旅費」という。）の支給は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。
一 中国残留邦人等が昭和二十年九月二日以後初めて一時帰国する場合
二 中国残留邦人等が最後に本邦に上陸した日から一年が経過した後初めて一時帰国する場合

二 前項に規定するほか、厚生労働大臣が特別の事情があると認める場合には、一時帰国旅費の支給を行うことができる。

第二十條 一時帰国旅費の支給を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、様式第四号による一時帰国旅費支給申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一 申請者の居住地を明らかにすることができ
る書類
二 申請者の生年月日を明らかにすることができ
る書類
三 申請者に次条に規定する親族等がいる場合
には、当該事実を明らかにすることができる
書類

四 第二十二條に規定する場合であつて介護人（申請者に行方不明の者に限る。）がいるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

第二十一條 法第十八条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、中国残留邦人等の十八歳未満の子であつて当該中国残留邦人等と同行するものとする。

（二時帰国のために介護人が必要な場合）
第二十二條 法第十八条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、当該中国残留邦人等につき当該介護人の介護がなければ当該一時帰国のための旅行を行うことが困難であると認められる場合とする。

（準用）

第二十三條 第五条、第六条、第七条第二項及び第四項、第八条並びに第九条の規定は、一時帰国旅費について準用する。この場合においては、第五条中「居住予定地」とあるのは「滞在予定地」と、「船賃」とあるのは「往復の船賃」と、「永住帰国」とあるのは「一時帰国」と、「第十条に規定するものを用いる」とあるのは「第二条及び第十三条において同じ。」とあるのは「第二十一条に規定するものを用いる。」又は「介護人」と、第七条第二項中「前項」とあるのは「第二十条第一項」と、同条第四項中「前項各号に掲げる書類又は書面」とあるのは「第二十条第二項各号に掲げる書類」と、第八条中「前条第一項」とあるのは「第二十条第一項」と、第九条第一項中「前条」とあるのは「第二十三条において準用する前条」と、「第五条第一項」とあるのは「第二十三条において準用する第五条第一項」と読み替えるものとする。

様式第一号（第7条関係）

| | | | | | |
|-------|-------------------------|------|----|----------|---|
| 氏名 | （日本名） （漢字） | 生年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 性別 | | 国籍 | 日 | 本 | 他 |
| 住居 | 申請者住所 〒 市 区 町 丁目 番 号 | 家族住所 | | | |
| 居住予定地 | 申請者住所 〒 市 区 町 丁目 番 号 | 家族住所 | | | |
| 氏名 | 生年月日 | 性別 | 職業 | 配偶者の生年月日 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

様式第二号（第13条関係）

| | | | | | |
|-------|-------------------------|------|----|----------|---|
| 氏名 | （日本名） （漢字） | 生年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 性別 | | 国籍 | 日 | 本 | 他 |
| 職人番号 | | 申請番号 | | | |
| 氏名 | 申請者住所 〒 市 区 町 丁目 番 号 | 家族住所 | | | |
| 居住予定地 | 申請者住所 〒 市 区 町 丁目 番 号 | 家族住所 | | | |
| 氏名 | 生年月日 | 性別 | 職業 | 配偶者の生年月日 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

様式第三号（第18条の7の2関係）

| | | | |
|---------------------|-------------------------|------------|--|
| 配偶者支給金を受けるようとする方の氏名 | | 配偶者支給金受給者印 | |
| 生かした方の住所 | 申請者住所 〒 市 区 町 丁目 番 号 | 申請者住所 | |
| 氏名 | 申請者住所 〒 市 区 町 丁目 番 号 | 申請者住所 | |
| 申請者支給金受給者印 | | 申請者住所 | |

様式第四号（第20条関係）

様式第四号（第20条関係）
 一 申請書
 二 申請書
 三 申請書
 四 申請書
 五 申請書
 六 申請書
 七 申請書
 八 申請書
 九 申請書
 十 申請書
 十一 申請書
 十二 申請書
 十三 申請書
 十四 申請書
 十五 申請書
 十六 申請書
 十七 申請書
 十八 申請書
 十九 申請書
 二十 申請書
 二十一 申請書
 二十二 申請書
 二十三 申請書
 二十四 申請書
 二十五 申請書
 二十六 申請書
 二十七 申請書
 二十八 申請書
 二十九 申請書
 三十 申請書
 三十一 申請書
 三十二 申請書
 三十三 申請書
 三十四 申請書
 三十五 申請書
 三十六 申請書
 三十七 申請書
 三十八 申請書
 三十九 申請書
 四十 申請書
 四十一 申請書
 四十二 申請書
 四十三 申請書
 四十四 申請書
 四十五 申請書
 四十六 申請書
 四十七 申請書
 四十八 申請書
 四十九 申請書
 五十 申請書
 五十一 申請書
 五十二 申請書
 五十三 申請書
 五十四 申請書
 五十五 申請書
 五十六 申請書
 五十七 申請書
 五十八 申請書
 五十九 申請書
 六十 申請書
 六十一 申請書
 六十二 申請書
 六十三 申請書
 六十四 申請書
 六十五 申請書
 六十六 申請書
 六十七 申請書
 六十八 申請書
 六十九 申請書
 七十 申請書
 七十一 申請書
 七十二 申請書
 七十三 申請書
 七十四 申請書
 七十五 申請書
 七十六 申請書
 七十七 申請書
 七十八 申請書
 七十九 申請書
 八十 申請書
 八十一 申請書
 八十二 申請書
 八十三 申請書
 八十四 申請書
 八十五 申請書
 八十六 申請書
 八十七 申請書
 八十八 申請書
 八十九 申請書
 九十 申請書
 九十一 申請書
 九十二 申請書
 九十三 申請書
 九十四 申請書
 九十五 申請書
 九十六 申請書
 九十七 申請書
 九十八 申請書
 九十九 申請書
 一百 申請書

附則抄
 第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。
 附則（平成七年三月二十七日厚生省令第一二二号）
 1 この省令は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第十四条第一項第二号の改正規定は、平成七年十月一日から施行する。
 2 平成七年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附則（平成八年三月二六日厚生省令第一四号）
 この省令は、平成八年四月一日から施行する。
附則（平成八年三月二六日厚生省令第五八号）抄
 第一条 この省令は、平成九年一月一日から施行する。
第二条 社会保険庁長官は、平成九年一月一日において現に次の各号のいずれかに該当する者（同日において当該各号のいずれかに該当するに至った者を除く。）に対し、基礎年金番号に関する通知書を交付しなければならない。
 一 国民年金法（昭和三十四年法律第四十四号。以下この項において「法」という。）第七條第一項に規定する被保険者又は法附則第五條第一項若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第十一條第一項の規定により被保険者となつた者（法第三條第二項に規定する共済組合（以下この項及び次条において単に「共済組合」という。）の組合員（農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。以下この項及び次条において同じ。）である法第七條第一項第二号に規定する第二号被保険者にあつては、法第八條又は法附則第八條の規定により社会保険庁長官が共済組合の組合員に関する資料の提供を受けた場合に限る。）
 二 第一条の規定による改正後の国民年金法施行規則（以下「新国民年金法施行規則」という。）第十六條第一項第六号ニからトまでに掲げる年金たる給付の受給権者（法第八條又は法附則第八條の規定により社会保険庁長

官が受給権者に関する資料の提供を受けた場合に限る。ただし、同時に同号イからハまでに掲げる年金たる給付又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による年金たる保険給付の受給権者である者を除く。）
 2 国民年金手帳を所持している者は、前項の規定による通知書の交付を受けたときは、これを当該国民年金手帳にはりつけなければならない。
第三条（事業主等の経由）
 社会保険庁長官は、前条第一項の規定により、厚生年金保険の被保険者に通知書を交付するときは、当該被保険者を使用する事業主を経由することができる。
 2 社会保険庁長官は、前条第一項の規定により、共済組合の組合員に通知書を交付するときは、当該組合員が所属する共済組合を経由するものとする。
（準用）
 第三条の二 厚生年金保険法施行規則第十七條の二の規定は、附則第二條第一項の基礎年金番号に関する通知書について準用する。この場合において、厚生年金保険法施行規則第十七條の二中「第三條第一項若しくは第二項若しくは第六條の規定により年金手帳の提出を受けたとき又は第八十一條第二項」とあるのは、「前条第一項」と読み替へるものとする。
第四条 社会保険庁長官は、平成九年一月一日において現に新国民年金法施行規則第十六條第一項第六号イからハまでに掲げる年金たる給付（同号イに掲げる年金たる給付のうち老齢福祉年金を除く。）又は船員保険法による年金たる保険給付の受給権者（同日において当該年金たる給付又は年金たる保険給付の受給権者となるに至つた者を除く。）である者に対し、次の各号に掲げる事項を記載したその年金の年金証書を交付しなければならない。
 一 年金の種類及びその年金の年金証書の記号番号並びに年金コード（年金の種類及びその区分を表す記号番号をいう。）
 二 受給権者の氏名及び生年月日
 三 受給権を取得した年月
 （中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第十九條 附則第二條第一項に規定する者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰

国後の自立の支援に関する法律施行規則第十三條の三第一項第三号に規定する基礎年金番号は、同号の規定にかかわらず、附則第二條第一項の規定により交付された通知書に記載された記号番号とする。
 2 附則第四條に規定する者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則第十三條の三第一項第三号に規定する基礎年金番号は、同号の規定にかかわらず、附則第四條第一号の記号番号とする。
（請求等に係る経過措置）
第二十一條 この省令の施行の際現に改正前のそれぞれの省令の規定によりした請求、届出その他の行為は、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定によつてした請求、届出その他の行為とみなす。
附則（平成八年一〇月三一日厚生省令第六〇号）
 この省令は、平成九年一月一日から施行する。
附則（平成九年四月一日厚生省令第四二二号）
 1 この省令は、公布の日から施行し、平成九年四月一日から適用する。
 2 平成九年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附則（平成一〇年四月二日厚生省令第四八号）
 （施行期日等）
 1 この省令は、公布の日から施行し、平成十年四月一日から適用する。
 2 平成十年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。
附則（平成一一年三月二六日厚生省令第二七号）
 この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成一二年三月三〇日厚生省令第三一〇号）
 （施行期日）
 1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

国後の自立の支援に関する法律施行規則第十三條の三第一項第三号に規定する基礎年金番号は、同号の規定にかかわらず、附則第二條第一項の規定により交付された通知書に記載された記号番号とする。
 2 附則第四條に規定する者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則第十三條の三第一項第三号に規定する基礎年金番号は、同号の規定にかかわらず、附則第四條第一号の記号番号とする。
（請求等に係る経過措置）
第二十一條 この省令の施行の際現に改正前のそれぞれの省令の規定によりした請求、届出その他の行為は、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定によつてした請求、届出その他の行為とみなす。
附則（平成八年一〇月三一日厚生省令第六〇号）
 この省令は、平成九年一月一日から施行する。
附則（平成九年四月一日厚生省令第四二二号）
 1 この省令は、公布の日から施行し、平成九年四月一日から適用する。
 2 平成九年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附則（平成一〇年四月二日厚生省令第四八号）
 （施行期日等）
 1 この省令は、公布の日から施行し、平成十年四月一日から適用する。
 2 平成十年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。
附則（平成一一年三月二六日厚生省令第二七号）
 この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成一二年三月三〇日厚生省令第三一〇号）
 （施行期日）
 1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

国後の自立の支援に関する法律施行規則第十三條の三第一項第三号に規定する基礎年金番号は、同号の規定にかかわらず、附則第二條第一項の規定により交付された通知書に記載された記号番号とする。
 2 附則第四條に規定する者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則第十三條の三第一項第三号に規定する基礎年金番号は、同号の規定にかかわらず、附則第四條第一号の記号番号とする。
（請求等に係る経過措置）
第二十一條 この省令の施行の際現に改正前のそれぞれの省令の規定によりした請求、届出その他の行為は、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定によつてした請求、届出その他の行為とみなす。
附則（平成八年一〇月三一日厚生省令第六〇号）
 この省令は、平成九年一月一日から施行する。
附則（平成九年四月一日厚生省令第四二二号）
 1 この省令は、公布の日から施行し、平成九年四月一日から適用する。
 2 平成九年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附則（平成一〇年四月二日厚生省令第四八号）
 （施行期日等）
 1 この省令は、公布の日から施行し、平成十年四月一日から適用する。
 2 平成十年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。
附則（平成一一年三月二六日厚生省令第二七号）
 この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成一二年三月三〇日厚生省令第三一〇号）
 （施行期日）
 1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

(経過措置)
2 平成十一年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成十二年二月二十八日厚生省令第一八号) 抄
(施行期日)

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によりされている申請、届出その他の行為で、この省令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この省令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の適用については、改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた申請、届出その他の行為とみなす。

令 附 則 (平成十二年一月二〇日厚生省令第二七号) 抄
(施行期日)

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

(様式に関する経過措置)

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成十四年三月三十一日厚生省令第五六号) 抄
(施行期日)

1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成十五年三月三十一日厚生省令第七〇号)
(施行期日)

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十五年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成十五年三月三十一日厚生省令第七二号)
(施行期日)

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成十六年四月一日厚生労働省令第九三号)
(施行期日)

1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十六年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成十七年三月三十一日厚生労働省令第五八号)
(施行期日)

1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成十八年三月三十一日厚生労働省令第九一号)
(施行期日)

1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十八年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成十九年二月五日厚生労働省令第一四五号)
(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十九年二月二十八日厚生労働省令第一五四号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年一月一日から施行する。ただし、第十三条の次に二条を加える改正規定(第十三条の二に係る部分に限る。)は、同年三月一日から施行する。

附 則 (平成二十年二月八日厚生労働省令第一一号)
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年三月一日から施行する。

第二条 この省令の施行前にこの省令による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則第十三条の三第一項の規定による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十三条第三項の一時金の支給

の申請を行った者について、この省令による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則第十五条の二第二項の規定を適用する場合には、同項中「第十三条の三第一項の規定による法第十三条第三項の一時金の支給の申請と同時に」とあるのは、「平成二十年三月十七日まで」とする。

附 則 (平成二十年三月二十八日厚生労働省令第三七号)
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

第二条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百一十七号。以下「改正法」という。)附則第二条に規定する特定中国残留邦人等(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「法」という。)第十三条第二項の特定中国残留邦人等という。)に対しては、当該特定中国残留邦人等が改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(法第十四条第一項の支援給付の開始の申請を行ったものとみなして、法に定めるところにより、同項の支援給付を行うものとする。)

(改正法附則第三条に規定する厚生労働省令で定める機関)
第三条 改正法附則第三条に規定する厚生労働省令で定める機関は、助産機関とする。
(改正法附則第四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額等)
第四条 改正法附則第四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額は、次のとおりとする。
一 当該配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下同じ。)(当該世帯に当該配偶者以外の特定中国残留邦人等の配偶者であった者(以下「配偶者であった者」という。)があるとき(当該世帯に属する前にあつては継続してその配偶者であった者が改正法附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受けることとなる配偶者であり、当該世帯に属する間にあつては継続して当該配偶者又はその配偶者であった者が同項の規定により同項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であった者が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていない場合その他これに類する場合に限る。)は、当該配偶者であった者を含む。以下この項において同じ。)に係る次に掲げる額

イ 当該配偶者の配偶者であった特定中国残留邦人等に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則(平成六年厚生省令第六十三号)第十八条の二第一項第一号イ又はロに掲げるものとされていたものであつて、当該配偶者が支払を受けるもの
ロ 当該配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額
ハ ロに掲げる額以外の当該配偶者の勤労又は事業に基づいて得られる収入の月額に相当する額(以下「勤労収入等の額」という。)(その額が一万五千元を上回るときは、一万五千元)
ニ 当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該配偶者を養育した者であつて中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該配偶者の渡航費に充てられるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの
ホ 当該配偶者の勤労収入等の額以外の当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの
ヘ 配偶者支援金
ト イからへまでに掲げる額以外の当該配偶者の収入(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則(平成六年厚生省令第六十三号)第十八条の二第一項第一号トに規定する給付金等による収入を除く。)の月額の十分の三に相当する額
チ ロに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額が一万五千元を上回るときは、当該配偶者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

二 当該世帯に前号に規定する当該配偶者以外の者があつたときは、その者の収入の月額に相当する額（イに掲げる額の十分の七に相当する額がロに掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額）

イ その者の前年分（一月から五月までの間にあつては、前々年分）の所得税に係る合計所得金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の規定による合計所得金額をいう。）から、当該所得税の額及び当該所得税に係る社会保険料控除額（同法の規定による社会保険料控除の額をいう。）並びにその者の前年度分（四月及び五月にあつては、前々年度分）の道府県民税及び市町村民税（都民税及び特別区民税を含む。）の額を控除して得た額を十二で除して得た額に相当する額

ロ 最低限度の生活の維持に必要な費用の月額であつて当該世帯に属する者に係るものと前号に規定する当該配偶者に係るものととの差額に相当する額

2 改正法附則第四条第一項に規定する世帯の収入の額は、当該世帯の収入の月額に相当する額から前項各号に掲げる額を控除して算出するものとする。

（改正法附則第四条第一項に規定する厚生労働省令で定める者）

第五条 改正法附則第四条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、当該世帯の当該配偶者以外の前条第一項第一号に規定する当該配偶者とする。

（改正法附則第四条第一項の規定による支援給付の程度）

第六条 改正法附則第四条第一項の規定による同項の支援給付は、同項に規定する世帯の収入の額が当該配偶者及び前条に規定する者について生活保護法第八条第一項の基準により算出した額に比して不足する範囲内において行うものとする。

附則（平成二〇年三月三十一日厚生労働省令第八〇号）

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

（施行期日）

（経過措置）

第二条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条

第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）様式第三号の規定の例による場合においては、同号中「生活保護指定（医）」とあるのは、「中国残留邦人等支援法指定（医）」（又は生活保護指定（医）」と読み替えるものとする。

附則（平成二二年六月一日厚生労働省令第一一五号）

この省令は、平成二十一年六月一日から施行し、同日以後に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則第十八条の二第二項及び第十八条の四第二項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第四条第二項の規定により算出する世帯の収入の額について適用する。

附則（平成二二年二月二八日厚生労働省令第一六七号）抄

第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

（施行期日）

附則（平成二二年二月二八日厚生労働省令第一六八号）抄

第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

（施行期日）

附則（平成二三年三月三十一日厚生労働省令第四一〇号）抄

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十三年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附則（平成二四年三月二三日厚生労働省令第三四〇号）

1 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十四年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

（経過措置）

附則（平成二四年三月三十一日厚生労働省令第三四〇号）

附則（平成二四年三月二八日厚生労働省令第四〇号）抄

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（施行期日）

附則（平成二四年六月二九日厚生労働省令第九七号）抄

第一条 この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。

（施行期日）

附則（平成二五年一月一八日厚生労働省令第四〇号）

この省令は、平成二五年四月一日から施行する。

（経過措置）

附則（平成二五年七月二三日厚生労働省令第九一〇号）

この省令は、平成二五年八月一日から施行し、同日以後に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則第十八条の二第二項及び第十八条の四第二項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第四条第二項の規定により算出する世帯の収入の額について適用する。

附則（平成二五年九月一九日厚生労働省令第一〇六号）

1 この省令は、平成二五年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二五年九月三十日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附則（平成二六年三月三十一日厚生労働省令第三七〇号）

1 この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二六年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附則（平成二六年六月三日厚生労働省令第六七〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年九月九日厚生労働省令第一〇四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二六年十月一日から施行する。

（支援給付の実施に関する経過措置）

第二条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六六号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた法第十四条第一項の支援給付を受けている配偶者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号。以下「施行規則」という。）第十八条の二から第十八条の六までの規定の適用については、なお従前の例による。

（平成二五年改正法附則第二条第三項に規定する厚生労働省令で定める額等）

第三条 平成二五年改正法附則第二条第三項に規定する厚生労働省令で定める額は、次のとおりとする。

一 当該配偶者（当該世帯に当該配偶者以外の配偶者であつた者があつたとき（当該世帯に属する前にあつては継続してその配偶者であつた者が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三〇号。以下「法」という。）第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる配偶者であり、当該世帯に属する間にあつては継続して当該配偶者又はその配偶者であつた者が同条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であつた者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合に限る。）は、当該配偶者であつた者を含む。以下この項において同じ。）に係る次に掲げる額

イ 当該配偶者の配偶者であつた特定中国残留邦人等に係る施行規則第十八条の二第一項第一号イ又はロに掲げるものとされてい

たものであつて、当該配偶者が支払を受け

るもの

ロ 当該配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

（経過措置）

ハ ロに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

二 当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該配偶者又は次号に規定する配偶者であった者（以下この項において「当該配偶者等」という。）を養育した者であつて中国等の地域に居住しているもの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該配偶者の勤労収入等の額以外の当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ヘ イからホまでに掲げる額以外の当該配偶者の収入（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）第十八条の二第一号トに規定する給付金等による収入（次号トにおいて「給付金等による収入」という。）を除く。）の月額の十分の三に相当する額

ト ロに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該配偶者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

二 当該世帯に配偶者であつた者があるとき（当該世帯に属する前にあつては継続してその配偶者であつた者が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十七号）附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受けることとなる配偶者であり、当該世帯に属する間にあつては継続して当該配偶者が法第十四条第三項の規定により同項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であつた者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合に限る。）は、当該配偶者であつた者に係る次に掲げる額

イ 当該配偶者であつた者の配偶者であつた特定中国残留邦人等に係る施行規則第十八条の二第一号イ又はロに掲げるものとされてきたものであつて、当該配偶者であつた者が支払を受けるもの

ロ 当該配偶者であつた者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

ハ ロに掲げる額以外の当該配偶者であつた者の勤労収入等の額（その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円）

二 当該配偶者であつた者の収入の月額に相当する額のうち、当該配偶者等を養育した者であつて中国等の地域に居住しているもの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの

ホ 当該配偶者であつた者の勤労収入等の額以外の当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの

ヘ イからホまでに掲げる額以外の当該配偶者の収入（給付金等による収入を除く。）の月額の十分の三に相当する額

ト ロに掲げる額以外の当該配偶者であつた者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該配偶者であつた者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額

三 当該世帯に当該配偶者等以外の者があるときは、その者の収入の月額に相当する額（イに掲げる額の十分の七に相当する額がロに掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額）

イ その者の前年分（一月から五月までの間にあつては、前々年分）の所得税に係る合計所得金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の規定による合計所得金額をいう。）から、当該所得税の額及び当該所得に係る社会保険料控除額（同法）の規定による社会保険料控除の額をいう。）並びにその者の前年度分（四月及び五月にあつては、前々年度分）の道府県民税及び市町村民税（都民税及び特別区民税を含む。）の額を控除して得た額を十二で除して得た額に相当する額

ロ 最低限度の生活の維持に必要な費用の月額であつて当該世帯に属する者に係るものと当該配偶者等に係るものととの差額に相当する額

二 平成二十五年改正法附則第二条第三項に規定する世帯の収入の額は、当該世帯の収入の月額に相当する額から前項各号に掲げる額を控除して算出するものとする。

（平成二十五年改正法附則第二条第三項に規定する厚生労働省令で定める者）

第四条 平成二十五年改正法附則第二条第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 当該世帯の当該配偶者以外の前条第一項第一号に規定する当該配偶者

二 当該世帯の前条第二号に規定する当該配偶者であつた者

（平成二十五年改正法附則第二条第三項の規定による支援給付の程度）

第五条 平成二十五年改正法附則第二条第三項の規定による法第十四条第一項の支援給付は、平成二十五年改正法附則第二条第三項に規定する世帯の収入の額が当該配偶者及び前条各号に掲げる者について生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第八条第一項の基準により算出した額に比して不足する範囲内において行うものとする。

（平成二十五年改正法附則第三条第一項の規定による配偶者支援金の支給の申請）

第六条 平成二十五年改正法附則第三条第一項の規定による配偶者支援金の支給を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、施行規則様式第三号による配偶者支援金支給申請書を法第十四条第三項又は平成二十五年改正法附則第三条第一項の規定による同条第一項の支援給付の支給を当該申請者に対して行う都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長に提出して申請しなければならない。

2 前項の申請書には、申請者が特定配偶者であることを明らかにすることができると書類を添えなければならない。ただし、前項の申請を受けようとする都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、当該書類により証明すべき事実を戸籍等により確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

附則（平成二十六年一月二日厚生労働省令第一二二号）抄

第一条 この省令は平成二十七年一月一日から施行する。

附則（平成二十六年一月一日三日厚生労働省令第一二二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

附則（平成二十七年四月一日厚生労働省令第八五号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 施行日の前日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附則（平成二十七年五月二六日厚生労働省令第一〇五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十七年九月二九日厚生労働省令第一五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条、第八条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十七条、第十九条から第二十九条まで及び第三十一条から第三十八条までの規定、番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 この省令の施行の際現に提出されている第二十九条の規定による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則による自立支度金支給申請書（次項において「旧様式」という。）は、同条の規定による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則による自立支度金支給申請書とみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

附則（平成二十七年四月一日厚生労働省令第八五号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 施行日の前日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附則（平成二十七年五月二六日厚生労働省令第一〇五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十七年九月二九日厚生労働省令第一五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条、第八条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十七条、第十九条から第二十九条まで及び第三十一条から第三十八条までの規定、番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 この省令の施行の際現に提出されている第二十九条の規定による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則による自立支度金支給申請書（次項において「旧様式」という。）は、同条の規定による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則による自立支度金支給申請書とみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

附則（平成二十七年四月一日厚生労働省令第八五号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 施行日の前日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附則（平成二十七年五月二六日厚生労働省令第一〇五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十七年九月二九日厚生労働省令第一五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条、第八条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十七条、第十九条から第二十九条まで及び第三十一条から第三十八条までの規定、番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 この省令の施行の際現に提出されている第二十九条の規定による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則による自立支度金支給申請書（次項において「旧様式」という。）は、同条の規定による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則による自立支度金支給申請書とみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成二十七年九月三〇日厚生労働省令第一五三号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附則（平成二八年二月二六日厚生労働省令第二六号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二八年三月三一日厚生労働省令第七四号）
（施行期日）

1 この省令は、平成二八年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 平成二八年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附則（平成二八年七月一日厚生労働省令第一二五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年三月二二日厚生労働省令第二〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年三月三一日厚生労働省令第三三三号）
（施行期日）

1 この省令は、平成二九年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 平成二九年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附則（平成三〇年一月三一日厚生労働省令第一〇号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年三月五日から施行する。
（経過措置）

第二条 この省令の施行日前に住所の変更又は死亡があった場合における住所の変更の届出又は死亡の届出については、なお従前の例による。

附則（平成三〇年三月三〇日厚生労働省令第五七号）
（施行期日）

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 平成三十年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附則（平成三〇年六月二七日厚生労働省令第七八号）抄
（施行期日）

1 この省令は、平成三十年七月一日から施行する。

附則（平成三一年三月二九日厚生労働省令第五三三号）
（施行期日）

1 この省令は、平成三一年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 平成三一年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附則（令和元年五月七日厚生労働省令第一号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和元年六月一九日厚生労働省令第一八号）
この省令は、令和元年十月一日から施行する。

附則（令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年三月三一日厚生労働省令第六九号）
（施行期日）

1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 令和二年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附則（令和二年二月二五日厚生労働省令第二〇八号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年六月三〇日厚生労働省令第一一五号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。
（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正後の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附則（令和三年一〇月四日厚生労働省令第一七一号）
（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。
（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和四年三月三一日厚生労働省令第六二号）
（施行期日）

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 令和四年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附則（令和五年三月三一日厚生労働省令第五八号）
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 令和五年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

（施行期日）
1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 令和五年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附則（令和五年二月二六日厚生労働省令第一六〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和六年三月二九日厚生労働省令第七二号）
（施行期日）

1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 令和六年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附則（令和六年五月二四日厚生労働省令第八六号）抄
この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。